

堺市国際化推進プラン (改訂版)(案)

堺市

目 次

I プランの概要.....	1
1. プラン改訂の背景.....	1
2. 成果と課題	2
3. 「堺市国際化推進プラン」の位置付け	3
4. 策定の目的	4
5. 計画期間	4
II プランの体系.....	5
1. めざす都市像.....	5
2. 国際化推進の3つの柱.....	6
III 重点的取り組み	7
1. ヒトとモノが集うまち	8
重点的取り組み(1)外国公館・国際機関等の誘致・連携	8
重点的取り組み(2)海外経済交流の拡大と海外販路開拓支援	9
重点的取り組み(3)海外からの観光客誘致	11
2. 多彩な都市とつながるまち	13
重点的取り組み(1)海外都市との交流	13
重点的取り組み(2)国際協力・人権尊重	14
重点的取り組み(3)国際的な人材の育成と国際理解の強化	15
3. 多様な文化のあるまち	17
重点的取り組み(1)市内日本語教室への支援	17
重点的取り組み(2)多言語による情報提供.....	18
IV 推進にあたって	20
1. 事業の進行管理	20
2. さまざまな主体との協働・連携	20
資料編.....	22

I プランの概要

1. プラン改訂の背景

本市は、堺市国際化推進プラン(初版)を平成 20 年(2008 年)に策定しました。その計画期間である平成 20 年(2008 年)から平成 24 年(2012 年)までの 5 年が経過することから、その間の本市を取り巻く世界・国の状況変化を踏まえ、この度プランの内容を見直し、改訂します。

【世界の変化】

過去 5 年間を振り返れば、まず平成 20 年(2008 年)秋にはリーマン・ショックによる世界同時不況が発生しました。中国をはじめとするアジアの新興国はこの不況からも立ち直り、現在も経済成長が続いている。しかし、欧州はその後も通貨危機・経済危機に悩まされ、日本経済も立ち直るには至っていません。今後もこうした状況が続けば、日本の経済的な優位性の低下につながることが懸念されます。

【国内の変化】

国内においては、少子高齢化の傾向に改善の兆しはみられず、外国人住民人口も平成 20 年(2008 年)をピークに減少傾向を示しています。全国の外国人住民人口は、平成 23 年(2011 年)末で約 208 万人となり、本プラン初版策定当時(平成 20 年)の約 222 万人と比べて減少しています。本市においても、本プラン初版策定当時は 1 万 2 千人を越えていた外国人住民人口が、平成 24 年(2012 年)6 月時点では 1 万 2 千人をわずかに下回っています。

また、平成 23 年(2011 年)の東日本大震災や、その後の福島第一原子力発電所の事故を原因として、外国人観光客数が急激に落ち込みました。

その一方で、平成 21 年(2009 年)に公布された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」に基づき、平成 24 年(2012 年)7 月に従来の外国人登録制度は廃止され、外国人住民も住民基本台帳の適用対象になりました。こうした制度変更是、日本全国において、多文化共生の推進につながる政策の一端といえます。

2. 成果と課題

【これまでの成果】

本市では、「堺市国際化基本指針」を平成6年(1994年)3月に策定し、平成18年(2006年)4月の政令指定都市移行時には「自由都市・堺 ルネサンス計画」(計画期間:平成18年度～平成21年度。平成19年度改訂)を策定しました。これらを上位計画として、平成20年(2008年)に「堺市国際化推進プラン(初版、計画期間:平成20～24年)」を策定しました。ここで設けた4つの柱「1. オンリーワンの特色をいかしたグローバル・ネットワークの構築」「2. 多文化共生のまちづくりの推進」「3. 平和貢献と国際協力の推進」「4. 国際都市にふさわしい都市機能の整備」に基づく取り組みが、以下のような成果を生みだしました。

1. オンリーワンの特色をいかしたグローバル・ネットワークの構築

- ダナン市(ベトナム)と交流をはじめとする協力連携体制の構築
- 大韓民国光州広域市、日本国堺市間の環境分野における協力協定の締結
- 海外姉妹友好都市(バークレー市、連雲港市、ウェリントン市)との訪問団相互派遣や青少年交流といった市民主体の活発な交流の展開
- 堺国際ビジネス推進協議会を中心とする経済交流ミッションの海外派遣
- 堺歴史文化交流会議の開催
- 「堺・アセアンセンター」の開催やその参加5カ国(カンボジア、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム)の文化紹介、民間大使の学校訪問、学生フォーラムなどを毎年実施

2. 多文化共生のまちづくりの推進

- 外国人生活相談、行政書士相談会の運営及び地域日本語教室への補助金交付
- 市内学校における英語教育の推進

3. 平和貢献と国際協力の推進

- 自由都市・堺 平和貢献賞の創設
- サイクル・エイド事業により累計1万台を超える自転車をアジア・アフリカへ寄贈

4. 国際都市にふさわしい都市機能の整備

- 堺市立国際交流プラザの開設
- ベトナム社会主義共和国総領事館、シンガポール共和国名誉総領事館の設置
- UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)日本事務所、ユネスコ「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」の設置

【今後の課題】

このような成果および現状を踏まえ、改訂版においては今後のさらなる国際化推進のため、以下のような課題に取り組みます。

- 国際都市としての存在感を高めるため、外国公館や国際機関等の誘致や連携を強化する必要があります。
- 経済交流のニーズ増大への対応が求められます。
- 観光客誘致(インバウンド)を推進し、まちの活性化につなげる必要があります。
- 都市間交流への市民の関心に応える必要があります。

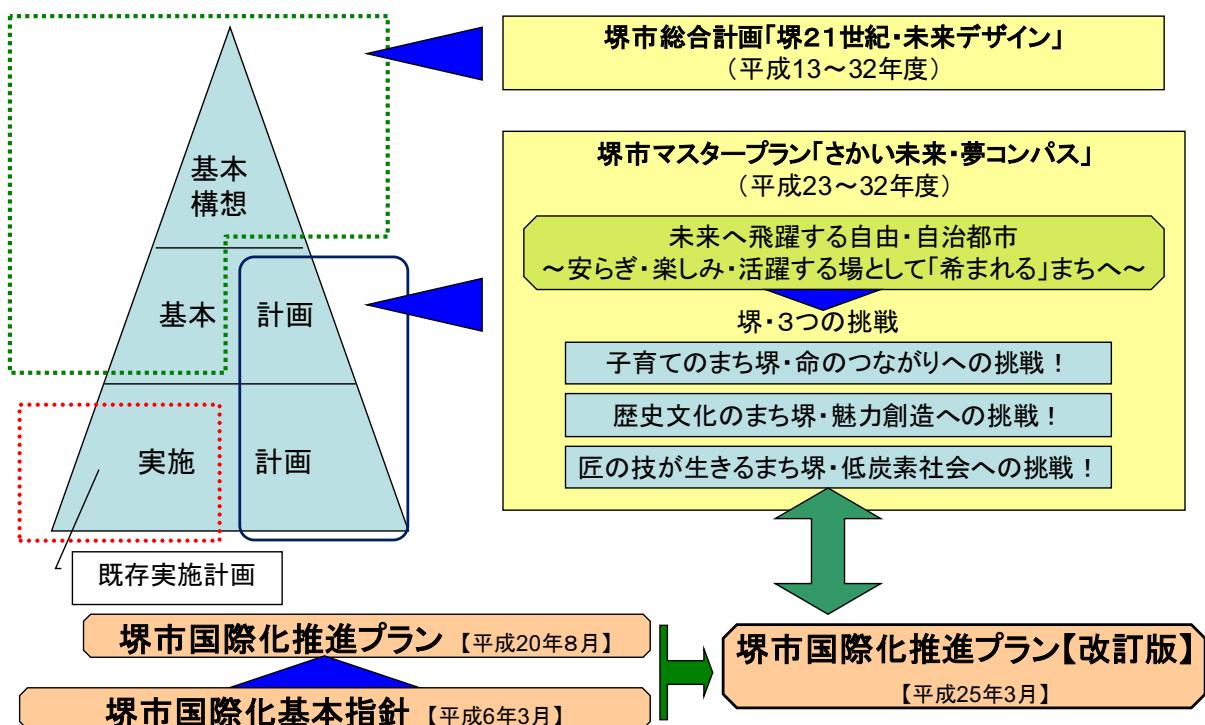
- 国際協力への貢献を引き続き行う必要があります。
- 国際的人材を育成し、このような活動を継続的に支えます。
- 多文化共生のまちづくりをさらに推進することが求められています。

3. 「堺市国際化推進プラン」の位置付け

このプランは堺のまちづくりの指針である「堺市マスタープラン『さかい未来・夢コンパス』」を上位計画とし、国際化に関する行政施策等を進めるにあたっての実施計画として位置付けられます。

同時に、平成6年策定の「堺市国際化基本指針」の内容を取り込み、総務省の「多文化共生推進プログラム」も踏まえた内容となっています。

- 堺市マスタープラン 「さかい未来・夢コンパス」
- 施策6-5 国際交流・国際協力の推進と多文化共生のまちづくり
 - アジア諸国をはじめとして、文化・経済等さまざまな分野で国際交流を進めるなかで、国際機関の誘致などを通じ、市内で国際交流・国際協力の機会を増やし国際的なまちづくりを進めます。



4. 策定の目的

- 堺市および世界・国全体を取り巻く状況並びに上位計画との関係を踏まえた、本プランの目的は、次のとおりです。

「堺市国際化推進プラン（改訂版）」は、堺市が新たな時代の変化に対応し、地域社会における企業や団体を含むあらゆる人と広く協働して発展しつづけるために、国際化を推進するにあたっての重点的な取り組みと、それらを計画的に進めていくプログラムを示すことによって、国際的な魅力のあふれる都市として発展しつづけることをめざします。

5. 計画期間

- 本プランの対象期間は、平成 25 年度(2013 年度)から平成 29 年度(2017 年度)までの 5 年間とします。
- 期間内にあっても、必要に応じて社会経済の変化に対応し、内容を追加するなどの改訂を行います。

Ⅱ プランの体系

1. めざす都市像

○堺は、中近世の15世紀末から17世紀初めにかけて、日明貿易、南蛮貿易、キリスト教宣教師の来堺などによって、我が国を代表する国際交易の拠点—貿易都市・自由都市として栄えました。

○そして今堺市は、時代の要請を踏まえ、実質的な効果が市民生活において実感されるような、新しい時代のより実りある国際化施策を今後とも積極的に推進していきます。

○この観点から、本プランがめざす将来の都市像として、より具体的に経済の発展・社会文化の発展をイメージできるよう、次のように設定します。

世界から堺へ・堺から世界へ

～ヒトとモノが集う自由と自治の国際都市をめざして～

2. 国際化推進の3つの柱

○本プランでは、「世界から堺へ・堺から世界へ～ヒトとモノが集う自由と自治の国際都市をめざして～」という理念実現に向け、本市の国際化を推進する上でめざすまちの姿について、3つの柱を策定しました。

1. ヒトとモノが集うまち

国際的なまちづくりをめざし、外国公館・国際機関等を誘致します。また、本市の将来を見据え、経済、観光、環境などのさまざまな分野において交流を進めます。従来の友好親善を主体とする国際交流から一歩踏みだし、より実質的な効果・成果を市民に還元するための施策を進めます。

2. 多彩な都市とつながるまち

これまで達成してきた成果をもとに、これからも多様な領域において、世界のさまざまな国や地域との国際交流を進めます。また、「サイクル・エイド事業」や「自由都市・堺 平和貢献賞」などを通じ、国際協力の重要性や人権の大切さを世界に発信します。このような継続的な取り組みを支えるために、次世代を担う子どもたちへの教育をはじめ、人材育成を積極的に進めます。

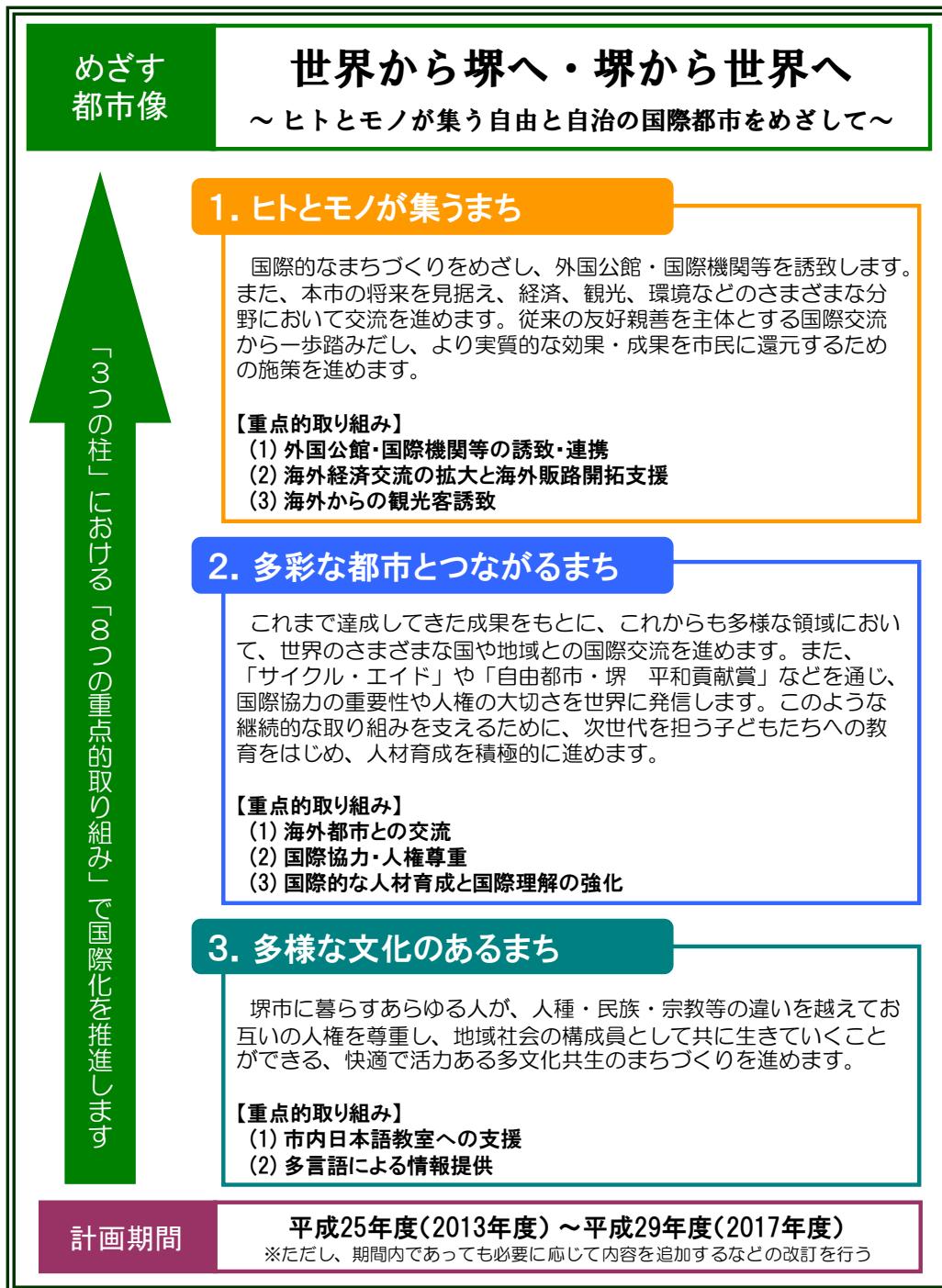
3. 多様な文化のあるまち

本市に暮らすあらゆる人が、人種・民族・宗教等の違いを越えてお互いの人権を尊重し、地域社会の構成員として共に生きていくことのできる、快適で活力ある多文化共生のまちづくりを進めます。

III 重点的取り組み

○国際化推進の3つの柱それぞれについて、下記のとおり重点的取り組みを設定しました。重点的取り組みの具体的な内容は次ページ以降に示すとおりです。

【堺市国際化推進プラン（改訂版）の概要図】



1. ヒトとモノが集うまち

国際的なまちづくりをめざし、外国公館・国際機関等を誘致します。また、本市の将来を見据え、経済、観光、環境などのさまざまな分野において交流を進めます。従来の友好親善を主体とする国際交流から一歩踏みだし、より実質的な効果・成果を市民に還元するための施策を進めます。

重点的取り組み（1）外国公館・国際機関等の誘致・連携

◎国際的なまちづくりをめざし、外国公館（総領事館等）や国際機関などの誘致促進・連携強化を図ります。

重点事業 1(1)1	外国公館・国際機関等の誘致・連携 【継続】		
概要	外国公館や国際機関等を市内に誘致します。また、既存の外国公館・国際機関との連携事業を実施します。		
成果指標	市内に新規の外国公館・国際機関等を誘致する		
工程	平成 25 年度 (2013)	<事業実施>	
	平成 26 年度 (2014)		
	平成 27 年度 (2015) 以降		↓
担当部課	国際部、事業内容やテーマに関連する部課		

【他の市の関連事業】

事業番号	事業名称	担当部課
1(1)2	UN Women 日本事務所との連携	男女共同参画課、国際課、女性センター
1(1)3	外国公館等堺まつり招待事業	国際課
1(1)4	「地域の魅力発信セミナー」参加	国際課
1(1)5	ユネスコ「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」との連携事業	博物館
1(1)6	都心地域業務系機能集積促進事業	産業政策課

重点的取り組み（2）海外経済交流の拡大と海外販路開拓支援

- ◎市内の中小企業等の海外市場への展開を促進するため、官民が連携し、海外都市との経済交流や海外ビジネスの拡大支援等を行います。
- ◎堺市の伝統産業や地場産業が持つ魅力を海外に発信し、堺産品の認知度を高め、販路開拓を促進するとともに、魅力ある製品としてのブランドを確立します。

重点事業 1(2)1	海外経済交流促進事業【継続】	
概要	堺国際ビジネス推進協議会、(公財)堺市産業振興センター及び堺商工会議所等と連携して、市内企業の貿易促進・海外市場の販路開拓支援等を通じ、縮小傾向にある国内市場だけでなく、海外の新規市場の開拓を支援します。	
成果指標	海外進出をめざす新規企業数（同協議会新規会員数）：7社／年（達成目標）	
工程	平成25年度 (2013)	<事業実施・社会経済情勢にあわせた事業展開>
	平成26年度 (2014)	
	平成27年度 (2015)以後	
担当部課	産業政策課	

重点事業 1(2)2	堺産品海外需要拡大事業 【継続】	
概 要	堺の伝統産業品および優れた堺製品の海外需要の拡大を図るため、これまでの米国展開で得られたノウハウや人的ネットワーク等の資源を活用し、海外での堺産品PRイベントの開催や国際見本市への出展支援など、本市の伝統産業である「堺打刃物」を中心とした堺産品の海外市場開拓と宣伝普及に取り組みます。	
成果指標	堺伝統産品の製造品出荷額等：約 2,460 億円（平成 20 年）→約 3,000 億円（達成目標）	
工 程	平成 25 年度 (2013)	<事業検証・事業推進>
	平成 26 年度 (2014)	
	平成 27 年度 (2015) 以降	
担当部課	産業政策課	

【その他の市の関連事業】

事業番号	事業名称	担当部課
1(2)3	アセアン交流連携事業	アセアン交流推進室
1(2)4	大韓民国光州広城市、日本国堺市間の協力協定	環境都市推進室
1(2)5	ダナン市との交流をはじめとする協力連携	産業政策課 アセアン交流推進室

重点的取り組み（3）海外からの観光客誘致

- ◎海外からの誘客により、市域内における観光消費額を拡大します。
- ◎都市の魅力を向上させるとともに、海外へ積極的に情報を発信します。
- ◎交流人口の増加によるにぎわいを創出します。
- ◎観光客が快適に市内を周遊できるよう受入態勢の整備をします。

重点事業 1(3)1	インバウンド推進事業【継続】	
	海外からの誘客に向けた堺市インバウンド推進プランに基づく取り組みを実施します。 <ul style="list-style-type: none">・堺プロモーションオフィスの設置（韓国）やガイドファムトリップの実施・海外メディアやエージェント等のファムトリップの実施・他自治体等との連携による海外プロモーションの実施・留学生と連携した情報発信・SNSや携帯端末を活用した情報発信・修学旅行をはじめとする教育旅行の誘致	
成果指標	外国人ビジター数 16万人	
工 程	平成 25 年度 (2013)	<事業実施>
	平成 26 年度 (2014)	
	平成 27 年度 (2015) 以降	
担当部課	観光部	

【その他の市の関連事業】

事業番号	事業名称	担当部課
1(3)2	外国語版の観光パンフレット・チラシ等の作成	観光部
1(3)3	関西国際空港の活用（観光案内所・広告掲載・ファムトリップの実施等）	観光部
1(3)4	（社）堺観光コンベンション協会HPの外国語サイトの充実	観光部
1(3)5	観光案内所での外国語対応（市内3カ所）	観光部

1(3)6	観光施設等のサインの多言語化	観光部
1(3)7	外国語対応可能なボランティアガイドの育成	観光部
1(3)8	堺フィルムオフィスの活用	観光部
1(3)9	教育旅行ホームステイ受入環境の充実	観光部、国際課
1(3)10	航空会社・メディア等と連携した情報発信	観光部、 アセアン交流推進室
1(3)11	観光ルートの検討（国際交流員等と連携）	観光部、国際課

※これらの事業は、観光部と（社）堺観光コンベンション協会・NPO法人堺観光ボランティア協会等が協力・連携して推進します。

2. 多彩な都市とつながるまち

これまで達成してきた成果をもとに、これからも多様な領域において、世界のさまざまな国や地域との国際交流を進めます。また、「サイクル・エイド」や「自由都市・堺 平和貢献賞」などを通じて、国際協力の重要性や人権の大切さを世界に発信します。このような継続的な取り組みを支えるために、次世代を担う子どもたちへの教育をはじめ、人材育成を積極的に進めます。

重点的取り組み（1）海外都市との交流

- ◎これまで交流を深めてきた海外姉妹友好都市、歴史的なつながりのあるアセアン諸国やポルトガル・オランダといったヨーロッパ諸国等海外都市との交流を進め、Win-Win の関係を築きます。
- ◎堺・アセアンウィークなどの事業を通じて、アセアン諸国との交流を拡大します。また、アセアン諸国からの民間大使による交流事業では、市内小学校をはじめ、大学・企業・地域における交流を進めます。

重点事業 2(1)1	海外都市との交流【拡充】	
概要	海外姉妹友好都市（バークレー市、連雲港市、ウェリントン市）や、堺・アセアンウィーク参加国などの都市との交流を進め、互いにメリットのある友好関係を築きます。	
成果指標	交流事業の継続的な実施	
工程	平成 25 年度 (2013)	連雲港市との友好都市提携 30 周年交流事業 新規都市との交流推進
	平成 26 年度 (2014)	ウェリントン市との姉妹都市提携 20 周年交流事業 新規都市との交流推進
	平成 27 年度 (2015) 以降	新規都市との交流推進
担当部課	国際部、その他テーマに関連する部課	

【その他の市の関連事業】

事業番号	事業名称	担当部課
2(1)2	泉州国際市民マラソンへの支援	スポーツ推進課
2(1)3	ヨーロッパ諸国との交流事業	国際課
2(1)4	堺シティオペラ（事業補助）	文化課

重点的取り組み（2）国際協力・人権尊重

- ◎放置自転車を整備・再生して、開発途上国へ寄贈する「サイクル・エイド」事業は、大阪府やNGOと連携した国際協力事業であり、引き続き推進していきます。
- ◎「インターユース堺」による青年海外派遣を推進します。
- ◎青年海外協力隊員への支援をはじめ、関係機関との連携を進めます。
- ◎国際平和貢献活動を顕彰する「自由都市・堺 平和貢献賞」を通じて、国内外に平和と人権尊重の重要性を発信します。

重点事業 2(2)1	サイクル・エイド事業【継続】	
概要	放置自転車を整備・再生して、遠距離通学など自転車を必要とするアジア・アフリカ諸国へ贈る国際協力事業です。平成9年度（1997年）に始まり、平成16年度（2004年）からは、サイクル・エイド支援会議（大阪府知事が委員長、（社）アジア協会・アジア友の会が事務局）により事業を実施しています。	
成果指標	自転車寄贈 220台以上／年	
工程	平成25年度 (2013)	◇サイクル・エイド支援会議への参画及び整備済放置自転車の拠出
	平成26年度 (2014)	<継続実施>
	平成27年度 (2015) 以降	
担当部課	国際課	関連部課 自転車対策事務所

【他の関連事業】

事業番号	事業名称	担当部課
2(2)2	平和と人権を尊重するまちづくり条例推進事業	人権企画課
2(2)3	自由都市・堺 平和貢献賞	人権企画課
2(2)4	国際平和人権基金の設置	人権企画課
2(2)5	平和市長会議の加盟	人権企画課
2(2)6	世界平和への啓発推進	平和と人権資料館
2(2)7	青年海外協力隊等支援協力	国際課
2(2)8	国際消防救助隊への支援協力	消防局指揮隊

重点的取り組み（3）国際的な人材の育成と国際理解の強化

- ◎小・中学校における英語教育の充実などにより、国際的に通用する人材を育成します。
- ◎市内にある大学の留学生と協力して、多文化交流を通じた国際理解教育を推進します。
- ◎市内にある高等教育機関と連携し、グローバル人材を育成します。

重点事業 2(3)1	英語教育推進事業【継続】		
	概要	小学校・中学校・高等学校にネイティブスピーカーを配置し、英語による実践的コミュニケーションを図ります。	
成果指標	「堺市『子どもがのびる』学びの診断」において「英語の授業の内容はよくわかる」と回答する生徒の割合 70%		
工程	平成 25 年度 (2013)	◇小学校・中学校・高等学校にネイティブスピーカーを配置	
	平成 26 年度 (2014)	<継続実施>	
	平成 27 年度 (2015) 以降		↓
担当部課	学校企画課	関連部課	国際課

【他の市の関連事業】

事業番号	事業名称	担当部課
2(3)2	インターユース堺海外派遣事業の実施	人権推進課
2(3)3	ウェリントン青少年交流事業	国際課 学校企画課
2(3)4	連雲港青少年交流事業	国際課 学校企画課
2(3)5	留学生支援事業	国際課
2(3)6	地方公務員海外派遣研修事業	国際課
2(3)7	財団法人自治体国際化協会への職員派遣	国際課
2(3)8	市内高等教育機関と連携したグローバル人材育成	国際課
2(3)9	国際交流員を活用した国際人材育成事業	国際課
2(3)10	与謝野晶子顕彰事業	文化課
2(3)11	講習事業交流講座（英会話・ハングル・中国語会話）	地域交流課
2(3)12	夢をはぐくむ高校教育推進事業	教務課
2(3)13	小学校外国語活動指導者研修	教育センター
2(3)14	堺自由の泉大学教養講座・国連活動と地球平和研究	女性センター
2(3)15	堺自由の泉大学コース別講座（はじめての中国語・英会話入門・フランス語入門講座）	女性センター

3. 多様な文化のあるまち

堺市に暮らすあらゆる人が、人種・民族・宗教等の違いを越えてお互いの人権を尊重し、地域社会の構成員として共に生きていくことができる、快適で活力ある多文化共生のまちづくりを進めます。

重点的取り組み（1）市内日本語教室への支援

◎日本語指導者研修の実施や民間国際交流団体による日本語教室開催事業への補助金支給などを通じて、外国人に対する日本語学習の機会の充実を図ります。

重点事業 3(1)1	日本語指導者研修【継続】	
	民間非営利団体による日本語教室への事業補助(公募)【継続】	
概要	日本語指導者研修の実施や民間国際交流団体主催の日本語教室開催事業への補助金支給など、行政と民間団体との役割分担と連携によって、外国人に対する日本語学習の機会の充実を図ります。	
成果指標	民間日本語教室の継続開催	
工程	平成 25 年度 (2013)	◇日本語指導者研修実施、事業補助継続
	平成 26 年度 (2014)	<継続実施>
	平成 27 年度 (2015) 以降	
担当部課	国際課	

重点的取り組み（2）多言語による情報提供

- ◎多言語でのFM放送や外国人生活相談の実施、大阪生活必携(生活ハンドブック)堺市版の作成など、外国人に向けた情報提供の充実を図ります。
- ◎災害時の外国籍住民のサポート体制を強化します。
- ◎行政書士による無料相談事業を定期(月1回)開催します。

重点事業	多言語による情報提供【継続】	
3(2)1		
概要	大阪生活必携(生活ハンドブック)＜堺市版＞(10カ国語)、FM放送(4カ国語)、ホームページ(4カ国語)、国際交流員による外国語広報紙の発行などを実施。	
工程	平成25年度 (2013)	<事業実施>
	平成26年度 (2014)	
	平成27年度 (2015)以降	↓
担当部課	国際課、広報課	

【その他の市の関連事業】

事業番号	事業名称	担当部課
3(2)2	多言語インターネットホームページでの情報発信	広報課
3(2)3	堺紹介誌「堺市勢要覧」(英語・中国語・ハングル版)の作成	広報課
3(2)4	ユニバーサルデザインの推進	企画部
3(2)5	防災情報充実強化事業(多言語ホームページ)	危機管理室
3(2)6	6カ国語庁内案内パンフレットの作成	総務課
3(2)7	堺市職員通信教育奨励制度(語学講座)	人材開発課
3(2)8	堺市人権教育推進協議会研修会の開催	人権推進課
3(2)9	人権啓発セミナーの開催	人権推進課
3(2)10	平和と人権展の開催	人権推進課
3(2)11	堺市人権教育推進協議会「堺人権協だより(こころの響き)」発行	人権推進課
3(2)12	外国語ニュースレターの発行(英語・中国語)	国際課
3(2)13	生活情報提供事業	国際課

事業番号	事業名称	担当部課
3(2)14	国際ボランティア制度	国際課
3(2)15	メールマガジンの発行	国際課
3(2)16	堺市立国際交流プラザ管理運営	国際課
3(2)17	国際理解セミナー	国際課
3(2)18	外国人研修生受け入れオリエンテーション	国際課
3(2)19	外国人生活相談	国際課
3(2)20	外国人のための行政書士による帰化・入管無料相談	国際課
3(2)21	職員窓口英語・中国語会話研修	国際課
3(2)22	中国帰国者相談室設置事業	生活援護管理課
3(2)23	堺市中国残留邦人等自立支援通訳等派遣事業	生活援護管理課
3(2)24	堺市外国人高齢者給付事業	高齢施策推進課
3(2)25	堺市外国人重度障害者特別給付金支給事業	障害者支援課
3(2)26	ボランティア通訳	健康医療推進課
3(2)27	ボランティア通訳の配置	保育運営課
3(2)28	公共施設等案内サインの充実	都市景観室
3(2)29	交差点名称板設置事業、案内標識等設置事業	地域整備事務所、 土木監理課
3(2)30	南区役所における中国帰国者及び中国人に対する中国語通訳の配置	南区役所企画総務課
3(2)31	多言語インターネットホームページの運営	上下水道局総務課
3(2)32	人権学習推進事業	人権教育課
3(2)33	堺識字・多文化共生学級「つどい」の運営	地域交流課
3(2)34	自立支援日本語指導員派遣事業	学校企画課
3(2)35	堺市在日外国人教育研究事業	生徒指導課
3(2)36	日本語指導研修	教育センター
3(2)37	入学や就学援助の案内にかかる翻訳文の発行	学務課
3(2)38	図書館における外国語図書、国際関係図書の充実	中央図書館

IV 推進にあたって

1. 事業の進行管理

- 毎年計画の達成状況を把握し、進行管理を行います。
- 必要に応じ、実施内容・手法等を継続的に改良・改善します。
- 本プランの対象期間は、平成 25 年度(2013 年度)から平成 29 年度(2017 年度)までの 5 年間ですが、期間内にあっても、必要に応じて内容を追加するなどの改訂を行うこととします。

2. さまざまな主体との協働・連携

- 國際化推進にあたっては、多様な領域において、関連するさまざまな主体との協力連携を図り、効果的に事業を展開します。
- 外国公館・国際機関等の誘致にあたっては、外務省や総務省などの省庁、我が國の国際協力機関はもとより、既存の国内外外国公館、国際機関、外国政府機関等とのネットワークを活用して取り組みます。
- 経済や観光の面では、企業や関連団体等と協力し、実質的な成果に結び付く取り組みを図ります。
- 人材育成においては、大阪府や大学などの高等教育機関などとも連携し、施策・事業に広がりを持たせます。
- 多文化共生の推進にあたっては、市民、NPO・NGO、民間事業者などのさまざまな主体の知恵や力を活かしながら、情報の共有と意見交換を大切にして協働で取り組みます。